

令和2年4月8日

保護者 様

富士宮市教育委員会
(学校教育課)

新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業について(依頼)

日頃より本市小中学校の教育活動に対しまして、多大なる御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、昨日の報道にありましたように、感染が拡大している地域を対象に緊急事態宣言が発令されました。この宣言をうけ、静岡県立学校が臨時休業を予定しており、本市においても下記の対応をとることといたしました。

つきましては、対応について御確認の上、感染拡大を防ぐための御配慮をいただきたいと思っております。学校が再開したばかりの対応で御迷惑をおかけしますが、何卒、御理解と御協力のほど、よろしく申し上げます。

記

- 1 対象 富士宮市立のすべての小中学校
- 2 期間 令和2年4月11日(土)から令和2年5月6日(水)まで
- 3 休業中の学校の対応
 - (1) 児童生徒の一時預かりを行います。預かる対象・条件は、3月の臨時休業と同様としますが、臨時休業の主旨をご理解いただき、可能な限りでの自宅待機をお願いいたします。
 - (2) 部活動は中止とします。
- 4 留意事項
 - (1) 子供に関すること
 - 不要な外出を控える
 - ・運動や遊びは、「密室・密集・密接」を避けたり、短時間にとどめたりするなどの配慮をお願いします。
 - 学校から出された課題に計画的に取り組む
 - ・児童生徒には3月の臨時休業と同様に、休業の意味と家庭での過ごし方を指導します。日中は時間を決めて計画的に学習をするよう声掛けをお願いします。
 - (2) 保護者の皆様へのお願い
 - 家庭内における予防対策
 - ・咳エチケットや手洗い等の徹底
 - ・家族全員の毎日の検温と健康観察
 - ・発熱等の風邪症状が2日以上続く場合の学校への連絡
 - 留守番時の注意事項の確認
 - ・児童生徒の発達段階に応じた食事の準備
 - ・来客や電話の対応
 - ・規則正しい生活習慣のためのルール
- 5 その他
給食の中止に伴う返金等の対応については、追って連絡します。